

令和 7 年度中津市障がい者優先調達推進方針

1 目 的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するため、中津市が調達する物品又は役務（以下「物品等」という。）について、障がい者就労施設等からの優先的な調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項及び政令等に定める施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

① 物品

ア．給食等材料

イ．加工食品

ウ．資材、加工製品

エ．その他障がい者就労施設等が提供可能な物品

② 役務

ア．公園や住宅等の清掃、除草作業

イ．選別等リサイクル作業

ウ．配食事業

エ．その他障がい者就労施設等が提供可能な役務

5 調達方針及び調達実績の公表

1. 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
2. 調達実績については、翌年度早期に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 調達の目標

令和7年度の調達目標額は、過去の実績額を考慮し、次のように設定する。

令和7年度目標額 22,100,000円

7 物品等の調達の推進に関する情報

障がい者就労施設等が供給できる物品等については、障がい者就労施設等から受けた情報をもとに各機関に情報提供を行うものとする。

8 調整担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、健康福祉部福祉支援課(障害福祉係)が行う。

9 その他

1. 本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。
2. 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

10 施行日

この方針は、令和7年4月1日から施行する。